

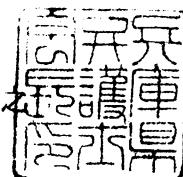
兵弁相談30発第460号

2019年(平成31年)1月24日

最高裁判所長官 大谷直人 殿

兵庫県弁護士会

会長 藤掛伸

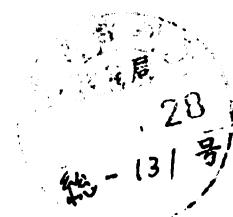


国籍を問わず調停委員の任命を求める会長声明について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、兵庫県弁護士会では、「国籍を問わず調停委員の任命を求める会長声明」を別紙のとおり発しましたので、ここにご送付申し上げます。

謹白



国籍を問わず調停委員の任命を求める会長声明

2019年（平成31年）年1月24日

兵庫県弁護士会

会長 藤掛伸之

〈声明の趣旨〉

最高裁判所は、「弁護士となる資格を有する者、民事もしくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満の者」であれば、日本国籍の有無にかかわらず、等しく民事調停委員及び家事調停委員に任命するよう、速やかに従来の扱いを改めることを強く求める。

〈声明の理由〉

当会は、2018年（平成30年）9月6日付で神戸家庭裁判所より家事調停委員候補者の推薦依頼を受け、同年10月9日付で、外国籍である当会会員1名を含む家事調停委員候補者を推薦した。これに対し、神戸家庭裁判所は、同年11月15日、当会に対し、公権力の行使、国家意思形成への参画に関わる公務員である調停委員については、その就任には日本国籍が必要であるから、外国籍である上記会員については家事調停委員として任命上申しない旨を告知した。神戸家庭裁判所の説明によると、従前からの最高裁判所の見解にしたがったのであるとのことであった。

しかしながら、以下の理由により、かかる裁判所の取扱いは速やかに改められるべきである。

調停手続は、民事、家事に関する紛争について裁判所の関与の下に話し合いによって解決することを目的とする手続であるが、その当事者は、日本人に限定されておらず、現に、外国籍者を一方あるいは双方当事者とする調停事件は相当数存在している。さらに、近年において在留外国人数は増加傾向にあり、2012年（平成24年）末時点では約203万人であったところ、2018年（平成30年）6月時点では約264万人に上っている。これらの人々は、日本人とともに、日本国内において就労、就学し、あるいは家庭を築くなど地域社会の一員として社会生活を営んでいる。かかる現状を踏まえると、より良い調停制度のあり方を考える上で、外国籍者が当事者となる場合も当然想定しなければならない。

そもそも調停手続における調停委員の役割は、双方当事者の言い分や心情に十分に耳を傾け、当事者間の意思疎通を図り、個々の紛争の実情に即した合意の形成に向けて説得や調整を試みることにある。外国籍者が当事者となる調停手続において、当事者と同様に外国籍者として日本社会の一員として生活するという経験を有し、その心情や視点を共有しうる者が調停委員として関与することになれば、外国籍である当事者の言い分や心情を十分に汲み取り、逆に日本社会における各種規範への理解を促しながら合意形成に向けた説得が容易になるという点で有用である。また、このような有用性は当該事件に限られるものではなく、他の調停委員間の情報交換等を通じて、上記のような心情や視点を他の調停委員においても共有することも可能となる。加えて、調停委員は、「弁護士となる資格を有する者、民事もしくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満の者」の中から任命されるところ、外国籍者であってもかかる要件を満たす者だけが調停委員として任命されうるのであるから、外国籍である調停委員が任命された場合、日本人を当事者とする調停事件についても日本国籍を有する調停委員らと何ら遜色なく職務を全うしうることはいうまでもない。

他方、日本の法令上、調停委員の資格について日本国籍を有する者に限定する旨の規定は存在しない。調停委員の任命要件は最高裁判所の民事調停委員及び家事調停委員規則に定め

られているが、その内容は前記のとおりであり、国籍に関する要件は定められていない。実際にも、最高裁判所は、1974年（昭和49年）から1988年（昭和63年）までの間、中国（台湾）籍である弁護士を民事調停委員として任命した前例がある。このように、法令上、外国籍者を調停委員に任命することには何らの支障もなく、前例も存する。

この点については、法令に特に定めがなくても、国民主権の観点から、公権力の行使に関わる公務員に就任しうるのは日本国籍を有する者に限られるという見解も存するところである。しかしながら、調停手続において最終的な合意の成否は当事者の判断に委ねられている上に、調停委員は、調停主任たる裁判官あるいは調停官の指揮する調停委員会の構成員の一人として調停手続に関与し、前記のとおり、もっぱら説得や調整を試みるという形で合意形成に関与するに過ぎない。仮に前記のような見解によったとしても、外国籍者がかかる調停委員の職務を遂行することによって日本あるいは日本国民の主権が害される危険があるとはおよそ考えられず、調停委員が公権力の行使に関わる公務員にあたらないことは明らかというべきである。むしろ、調停委員の任命に関して、法令に基づかず、かつ、合理的な理由もないのに国籍要件を設定する裁判所のこれまでの取扱いは、法の下の平等を定める憲法14条1項に違反するものといわざるを得ない。

当会は、これまで、神戸地方裁判所及び神戸家庭裁判所から調停委員候補者の推薦依頼を受けた際、調停委員として相応しいと考える会員については、その国籍を問わず候補者として推薦してきたが、上記各裁判所においては、前記同様の理由で外国籍者については調停委員として任命申しないという取扱いに終始してきた。当会は、かかる取扱いに対しては、その都度会長声明を発し、さらには2016年（平成28年）1月19日には臨時総会の決議をもって、繰り返し抗議をしてきたところである。さらに、国際的にも、日本は、外国籍者について家事調停委員に任命しない扱いを見直すよう国連人種差別撤廃委員会から勧告を受けている状況にある。にもかかわらず、現在も裁判所の対応には変化が見られない今まであることから、当会は、本声明をもって、改めて裁判所のこれまでの取扱いに強く抗議し、外国籍者を含む市民全体の司法に対する信頼を得るべく、前記声明の趣旨のとおり求めるものである。

以上